

国保特定健診等の期間延長及び特定保健指導の実施について

1. 国保特定健診等受診期間延長について

健診の受診期間を平成20年11月29日までを平成21年1月31日まで延長する。

(1) 受診期間延長理由

- ① 7月より始まった中野区国保特定健診は、9月末で、受診率が14.8%と極めて低調な状況にあり、また、健診制度の変更に伴い受診開始が例年より2ヵ月遅れ、受診期間が短縮になっていることから、受診勧奨とともに、受診期限を確保する必要があるため。
- ② 他の基本健診である健康づくり健診・長寿健診も、受診開始が例年より1ヵ月遅れており、国保特定健診と同様に、受診期間を確保する必要があるため。

(2) 期間延長の広報

- ① 国保特定健診対象者には、11月初旬に受診勧奨の通知を送付する。
- ② 健診及び健診とセットで実施している大腸がん検診の延長を合わせて、区報、中野区ホームページ、ポスターでPRを行う。

2. 国保特定保健指導事業の実施について

(1) 対象者

中野区国保特定健診の結果から腹囲またはBMIと血糖値・血圧・脂質のリスク要因の数・年齢に着目し、階層化を行い、「積極的支援」および「動機付け支援」に該当した者とする。

(2) 保健指導開始

平成20年11月下旬

(3) 実施方法

特定保健指導に応募した事業所等の中から、庁内選定委員会で選定した保健指導実施事業所および区内医療機関に委託し実施する。

事業予定者

「積極的支援・動機付け支援」 (株)メディクオール、中野共立診療所、中野総合病院、慈生会病院、古藤クリニック

「動機付け支援のみ」 区内45医療機関

(4) 保健指導の内容

「積極的支援」は、医師または保健師・管理栄養士が支援して行動目標および支援計画を作成し、初回面接による支援および3ヵ月以上の継続的支援を実施し、6ヵ月後の最終評価を行う。

「動機付け支援」は、医師または保健師、管理栄養士等が初回面接による支援と途中支援および6ヵ月後の最終評価を行う。

(5) 利用方法

区は、対象者に保健指導利用券を交付し、対象者が区に申込書を提出した後、委託機関で保健指導を受ける。